產業労働部指定管理者候補選定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 産業労働部が所管する公の施設の指定管理者候補(以下「指定管理者候補」という。)の選定その他指定管理者制度の適正な運営を図るため、産業労働部指定管理 者候補選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審査を行うものとする。
 - (1) 指定管理者候補の選定意見に関する事項
 - (2) 指定管理者の募集条件等の設定に関する事項
 - (3) その他指定管理者制度の適正な運営に関する事項

(委員会の構成等)

- 第3条 委員は、指定管理者候補の選定に関し専門的知識を有する外部の者のうちから 知事が任命する。
- 2 委員の任期は、指定管理者候補の指定を行うまでの期間とする。ただし、委員の同意を得て、これを延長し、又は短縮することができることとする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。ただし、県職員は委員長に 選任しないこととする。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理 する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長及び委員は自らが、委員会において審査を行う法人その他の団体の役員であるなど利害関係を有すると認められる場合には、当該審査に参加することができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、産業労働部産業企画課及び当該公の施設を所管する課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月30日から施行する。
 - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。